

議案第18号

葛飾区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年 2月19日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

区長及び副区長の給料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区長等の給与等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1区長の項中「1,121,000円」を「1,119,000円」に改め、同表副区長の項中「915,000円」を「913,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。